

2月2日、中国新聞より。

2月1日、品川真知子税理士は、HAVについての外部監査の報告書を提出し、家具契約についての不備を指摘し、次のような問題を明らかにしています。

2005年7月以降指定管理者の入札制度が導入され、今後、フォレストヒルズガーデンの管理者を、HAV以外の企業に委託することも可能となりました。

極端に言えば、6年間県は家具の管理委託料を支払いつづけても、7年目に管理者が別の企業に代わった場合、家具は県のものとはならないという問題がおこります。

また、家具が壊れたり、紛失したりした場合、30万円未満のものはHAVが負担して修繕補修をすることになっています。では、30万円以上の家具の場合はどうか？県が税金を使って負担するのが妥当なのでしょうか？



つねお 県議会議員の話

フォレストヒルズガーデンの家具、調度品、絵画の調達については、アメリカチームに全面的に任せ、県の主体性がまったく無いまま整備されたものです。

その先例は、フォレストヒルズガーデンの前につくられたフォレストヒルズゴルフにあります。この整備（ナースやクラブハウスを含む）は、県議会のボス議員とその学友浜田氏、そしてアトウッドに関係があります。

その構図がそのまま、フォレストヒルズガーデンに持ちこまれたと言えます。

ハイグレードな滞在型リゾートタイプのフォレストヒルズガーデンの構想も、設計も、家具類の見積もりもアトウッド社にさせたのです。県は、彼等が指定したものを、何らチェックなしにそのまま容認したため、まったく彼等の言いつらりの整備になりました。これが真実です。

この背景にボス議員による県政の私物化があることは明白です。

県民の税金が食い荒らされてきたのです。彼等は、さらに、本郷町に温泉が沸いたのを利用して、本郷町立の温泉設備をアトウッド社に設計させましたが、フォレストヒルズガーデン裁判の始まりとともに、この計画は立ち消えました。「考える会」のフォレストヒルズガーデン裁判は、「税金のむだ遣いは許さない、くらしを守れ」という県民の声を背景にがんばっています。

裁判傍聴のお知らせ

2月24日(金) 13:00 ~ 広島高等裁判所において

第2 疑惑チャペル等訴訟

審理
集合場所 エムバリュー多治米店駐車場
宝くじ売り場前

出発時刻 10:00

前回のブライダル教会の牧師の尋問を終えて、今回が最終審理になるかもしれません。どのような意見が

3月2日(木) 15:00 ~ 広島地方裁判所において

第1 疑惑佐久石等訴訟証

人尋問
集合場所 エムバリュー多治米店駐車場
宝くじ売り場前

出発時刻 12:30

今回の証人 谷村恭佐元主任主査

考える会が証拠として提出した、元県議会議長の関与を明記した谷村氏の秘密文書について、「文書はわたしのねつ造したもの」と述べ、わたしたちをあきれさせましたが、81箇所の変更工事について、さ